

## 令和8年度龍ヶ崎市ブランディング推進支援業務委託仕様概要書

### 1 件名

令和8年度龍ヶ崎市ブランディング推進支援業務委託

### 2 目的

龍ヶ崎市（以下、「本市」という。）が令和7年2月に策定した「龍ヶ崎市地域ブランディング事業方針」に基づき、令和8年に公表した地域ブランディング「じぶん龍 ACTION」を展開するため、「令和8年度龍ヶ崎市ブランディング推進支援業務委託」（以下、「本業務」という。）実施し、市外向けには本市の認知度や情報接触度、来訪意欲の向上を図るとともに、市内向けには市民のシビックプライド醸成や推奨意欲の向上を目指す。

### 3 背景

本市では、目指すまちの姿を市民とともに共有し、時代の変化に対応した持続可能なまちづくりに向けて、ともに歩みを進めるための指針であり、まちづくりの基本方向を示す最上位計画「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for 2030」（以下、「みらい創造ビジョン」という。）を令和4年12月に策定し、令和5年1月から計画を実行している。

みらい創造ビジョンでは、特に重要となる3つの施策を「リーディングプロジェクト」として位置づけ、各プロジェクトの実現に向けて、重要的かつ優先的な取組を進めている。

その中において、本業務は、「リーディングプロジェクト」で掲げている「魅力創造プロジェクト～もっと魅力が感じられるまちを創る～」の一つである「効果的なシティプロモーション」に位置する事業である。事業を行うにあたり、令和7年2月には「龍ヶ崎市地域ブランディング事業方針～「龍」を活用したイメージ構築～」を策定し、12月には「じぶん龍 ACTION」をコンセプトとして制定、取り組みをスタートしたことを踏まえ、令和8年度の本業務に取り組むものである。

### 4 契約期間

契約の日から令和9年3月31日まで（ただし、検査期間10日間を含む。）

### 5 諸計画等との関係性

本業務は、次に掲げる計画等との整合性を勘案しながら業務を遂行していくものとする。

- (1) 龍ヶ崎みらい創造ビジョン for 2030
- (2) 龍ヶ崎市地域ブランディング事業方針～「龍」を活用したイメージ構築～
- (3) じぶん龍 ACTION 事業概要
- (4) WEBサイト「じぶん龍 ACTION」(<https://tatsunoko-action.jp/jibunryu/>)

### 6 業務内容

本業務の内容及び範囲は、次の(1)から(3)までに定めるものとする。

受託者は本業務を実施するにあたり、業務の目的及び背景、諸計画との関係性を十分に考

慮し、業務スケジュール及び下記の業務内容にかかる提案をすること。なお、受託後は本市と協議した上で作業を進めるものとする。

(1) 効果的な情報発信手法の提案・実施

本業務の背景や趣旨を理解したうえで、メインターゲット（20代から30代後半の市民）に向け、ブランドシンボルや本市のブランディング活動の認知を目的とした効果的な発信のための企画やコンテンツ制作など、実施可能な手法を提案すること。

提案にあたり、本事業の取り組みを紹介するための前年度からの継続性を意識した紙媒体（冊子類）の発行、ロゴを認知させるためのノベルティグッズ（2種類以上）の制作は必須とし、規格、制作部数や個数を明記すること。

上記は本市が考える最低限の手法であることから、これに加えて、提案者がより有効と考えられる手法がある場合には、追加の提案も可能とする。

また、効果的な情報発信手法として、広告を用いる場合は、媒体、想定インプレッション（接触者数）などを明記すること。

(2) 効果的なイベントの提案・実施

「じぶん龍 ACTION」の中で掲げているキャッチコピー“じぶん龍の、”及びリードコピー“どこでもない、ここ龍ヶ崎だからできる、誰でもない「じぶん龍の、生きかた」を創造しよう。”を体感できる、市民参加イベント（実施回数：1回以上）を企画・提案し、受託時には原則としてイベント運営等の一切を担うこと。

また、イベントの実施期間や実施方法（会場を指定しての単発・市内回遊型など）は問わない。

なお、提案時には、実施に向けたスケジュールをはじめ、参加者への周知方法や想定参加人数を明記すること。イベントの告知などに広告やインフルエンサーを用いる場合は、媒体、想定インプレッション（接触者数）などを明記すること。

(3) その他の提案

本項（1）から（2）に記載の業務内容は、公募時点で本市が最低限実施すべきものとする業務である。提案者の専門的立場から、各業務に関連する効果的な提案がある場合は、追加の提案も可能とする。ただし、前項の業務も含め本業務の提案限度額範囲内で提案すること。

## 7 必要事項の補充

本業務を実施するにあたり、本仕様書に明記されていない事項であっても、必要と認められる事項は、受託者の責任において補充するものとする。

## 8 著作権の扱いについて

- (1) 本業務において作成された成果品に含まれる著作権は、本市に帰属する。
- (2) 権利関係が受託者に帰属しないものは、事前に本市と協議の上その扱いを決定する。

## 9 成果品

本業務の成果品を下記のとおり提出することとする。

- (1) 実施業務報告書（打合せ顛末などを含む）  
業務内容に係る業務報告書を作成し、提出すること
- (2) 業務内容（1）に係る制作物一式
- (3) 業務内容（2）に係る制作物一式
- (4) その他、市が必要と判断した制作物

## 10 支払方法

検査合格後、一括払いとする。ただし、適法な請求書を受領した日から30日以内に指定された金融機関口座に振り込むものとする。

## 11 その他

本仕様書に定めのない事項は、本市との協議によって決定する。